



令和4年 (2022年) 10月 11日 (火)

No. 15753 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈東京地方裁判所〉

特許権侵害差止等請求事件

(「印刷された再帰反射シート」-特許権者が訴訟前の交渉中に提案した実施料率(5%)が一要素として
勘案され、事後的に定められる実施料率はその2倍にあたる10%と判断された事例。)[上](全2回)

—平成30年(ワ)第1130号、令和3年8月31日判決言渡(田中裁判長)—

【本判決の要旨、知財高裁大合議判決、若干の考察(大合議判決後の傾向)】

1. 東京地判令和3年8月31日・平成30年(ワ)第1130号「印刷された再帰反射シート」<田中裁判長>
(本判決)

本判決は、概要として以下のように判示して、特許権者が訴訟前の交渉中に提案した実施料率(5%)
を一要素として勘案し、事後的に定められる実施料率はその2倍にあたる10%と判断した。

“実施に対し受けるべき料率は、①当該特許発明の実際の実施許諾契約における実施料率や、それが
明らかでない場合には業界における実施料の相場等も考慮に入れつつ、②当該特許発明自体の価値す



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣
代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
弁理士 堀川 かおり
弁理士 元山 雅史
弁理士 小野 健太郎
弁理士 川分 康博
弁理士 遠藤 真治
シニアカウンセ
弁理士 小野 由己男*

弁理士 夫 世進
弁理士 金田 祥子
弁理士 小林 亜子
弁理士 黒川 惇
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 大西 一郎
中国弁理士 鄭 徳虎
カスタマー・サービスマネージャー

弁理士 合路 裕介*
弁理士 香山 良樹
弁理士 古賀 稔久
弁理士 松山 習
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 上田 雅子
韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士
フィリップ・シェンハオ・トン*

弁理士 石川 貴之
弁理士 金 亨泰
弁理士 小出 宗一郎
弁理士 三崎 正輝*
弁理士 岡崎 信治
弁理士 吉田 新吾

(日本弁理士ABC順)

*米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)